

玉城ブランド Taste of Tamaki 認定表示取扱基準

玉城ブランド Taste of Tamaki 認定要綱第 16 条第 2 項に定める玉城ブランド Taste of Tamaki 認定表示取扱基準（以下「表示取扱基準」という。）は次のとおりとする。

《玉城ブランド Taste of Tamaki 認定事業者の責務》

1. 玉城ブランド Taste of Tamaki 認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品（以下「認定品」という。）及び自らが玉城ブランド Taste of Tamaki として認定を受けたものであることを適切に表示しなければならない。
2. 認定事業者は、表示等により玉城ブランド Taste of Tamaki の普及、広報宣伝に努めなければならない。
3. 認定事業者は、玉城ブランド Taste of Tamaki と表示する認定品の高い品質等を保証し、消費者等の期待を裏切ってはならない。
4. 認定事業者は、玉城ブランド Taste of Tamaki と表示するにあたって、玉城ブランド Taste of Tamaki ブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）を併用するものとし、ブランドマークが併用できないときは玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品又は玉城ブランド Taste of Tamaki 認定事業者と明記しなければならない。

《ブランドマーク等》

1. ブランドマークは、明るく、親しみやすく、年齢や性別を超えて、あらゆる層に広くアピールするものとし、販売促進に資するデザイン性のあるものとする。

《認定事業者の取引先等が行う認定品の表示》

1. 認定事業者の取引先等（以下「取引先等」という。）が行う認定品の表示にあたっては、当該認定事業者の承諾を得なければならない。
2. 上記 1 の承諾を行うにあたって認定事業者は、当該取引先等の表示に責任を負うものとする。
3. 承諾を受けた取引先等は、認定事業者に準じて玉城ブランド Taste of Tamaki 認定要綱第 17 条及び本表示取扱基準を遵守しなければならない。
4. 認定事業者は、承諾した取引先等が不適切な表示を行ったと認められる場合において、表示の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

《認定事業者及び取引先等以外のブランドマークの使用》

1. 認定事業者及び取引先等以外の者（以下「第三者利用者」という。）が、ブランドマーク（ブランドマークが記載された掲示物及びこれに類するものを含む。（以下「ブランドマーク等」という。）を使用する場合は、次の事項を明らかにして玉城町観光協会（以下「観光協会」という。）の承諾を得なければならない。（様式例 1 を参考のこと）

- ・ 使用目的
 - ・ 使用期間
 - ・ 使用方法
 - ・ その他観光協会が必要と認めるもの
2. 観光協会は、第三者利用者からブランドマーク等の使用承諾願いがあったときは、その内容を確認し、次の条件を満たすと認められるとき、条件を付して承諾することができる。（様式例2を参考のこと）
 - ・ 玉城ブランド Taste of Tamaki の認知度向上に資すること
 - ・ 玉城ブランド Taste of Tamaki のイメージ向上に資すること
 - ・ 認定品の広告等に使用する場合は、認定品であることが確認できること
 3. 観光協会は、承諾した第三者利用者が不適切な使用を行ったと認められる場合において、使用の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

《認定品の二次利用における表示》

1. 認定品を原材料とした加工品（調理したものを含む）等（以下「二次利用」という。）に玉城ブランド Taste of Tamaki の表示を行う場合は、次の事項を明らかにして取引先等にあつては当該認定品目の認定事業者の承諾、又は第三者利用者にあつては観光協会の承諾を得なければならない。
 - ・ 原材料とする認定品目
 - ・ 加工品等の名称
 - ・ 二次利用の方法（認定品の仕入先、原材料の使用割合、表示方法、表示（利用）期間、利用（販売）場所、その他適正利用と証明できる事項等）
 - ・ その他認定事業者若しくは観光協会が必要と認めるもの
2. 承諾を受けた取引先等及び第三者利用者は、別に定める玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品の二次利用における玉城ブランド Taste of Tamaki 表示ガイドライン（別紙－4）を遵守し、適正に表示しなければならない。
3. 認定事業者は、承諾した取引先等が不適切な表示を行ったと認められる場合において、表示の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。
4. 観光協会は、承諾した第三者利用者が不適切な表示を行ったと認められる場合において、表示の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

《事故、苦情等の処理》

1. 認定事業者、認定品の表示の承諾を受けた取引先等及びブランドマーク等の使用の承諾を受けた第三者利用者（二次利用含む）は、玉城ブランド Taste of Tamaki に関する事故、苦情等が発生した場合は、責任を持って速やかに必要な措置を講じ、その内容等を記録し、観光協会若しくは認定事業者に報告しなければならない。

(様式例 1)

年 月 日

〇〇認定事業者（玉城町観光協会）あて

（承諾を求める者の住所、名称、代表者氏名）

印

玉城ブランド Taste of Tamaki 認定表示取扱基準により、次の事項について承諾を求めます。

（承諾を受けたい事項及び必要事項を簡潔に記載すること）
（必要に応じて資料を添付すること）

(様式例 2)

年 月 日

承諾を求めてきた者あて

（認定事業者の名称、代表者氏名）

印

年 月 日付けで申込みのあったことについて、次のとおり承諾します
（承諾できません）。

（承諾する内容を簡潔に記載すること）
（必要に応じて条件等を付すこと）
（承諾しない場合は、その理由を明記すること）